

船舶事故等調査報告書

平成22年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第38号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年3月17日（水） 15時00分ごろ	
発生場所	長崎県長崎市三重式見港北西方沖 能瀬灯標から真方位315° 2,700m付近 (概位 北緯32° 49.3′ 東経129° 42.6′)	
事故等調査の経過	平成22年3月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 乗組員等に関する情報</p> <p>モーターボート アドベンチャー、19トン 290-58415 鹿児島、南海ポートセールス株式会社 船長、一級小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	なし	
損傷	シャフトブラケット剥離、舵曲損、プロペラ欠損	
事故等の経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、友人1人を同乗させ、船首約0.5m、船尾約1.7mの喫水で、約11ノットの速力として手動操舵により三重式見港北西方沖を南東進中、平成22年3月17日15時00分ごろ、暗岩に乗り揚げた。</p> <p>本船は、少し浸水があったが、自力で三重式見港に入港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3 海象：潮汐 大潮の干潮時</p>	
その他の事項	<p>船長は、海図を事前に見ていたが、発生場所付近に暗岩の記載はなく、同暗岩の存在を知らなかった。</p> <p>船長は、約7年前まで約20年間瀬渡し船業をしており、発生場所付近をよく航行していた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、三重式見港北西方沖を南東進中、海図に記載されていない暗岩が存在し、同暗岩に向けて航行して乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、三重式見港北西方沖を南東進中、海図に記載されていない暗岩が存在したため、同暗岩に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	